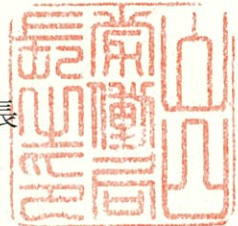


山口労発基 0107 第1号
令和 8 年 1 月 7 日

関係団体等の長 殿

山口労働局長



高所作業車特定自主検査基準等の制定等について（周知）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、高所作業車が令和7年12月18日に、車両系建設機械、フォークリフト、不整地運搬車及び動力プレスについては令和7年12月24日に、特定自主検査基準がそれぞれ告示され、令和8年1月1日から適用されたところです。

特定自主検査基準等の制定等の趣旨等については別添のとおりであり、また、各々の特定自主検査基準については、山口労働局のホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chiryo_shigoto_00003.html）へ掲載しておりますので、以下の2次元コード等から御参照いただきますよう、お願いいたします。

つきましては、本件の制定等につき御理解をいただいた上で、貴団体の会員で事業内検査を実施している事業場への周知に関し、御協力を賜りますようお願いいたします。



担 当	〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館 山口労働局労働基準部健康安全課 桑原、末廣、上田 電 話 （083）995-0373
--------	--